

逸文にみる『高橋氏文』の方法と性質

工藤 浩

本稿で扱う『高橋氏文』は、周知のように完本としては現存しておらず、内容は『本朝月令』『政事要略』『年中行事秘抄』所引の逸文から窺い知るほかない。伴信友がこれらの逸文を纏めて三章に分け注釈を施した草稿が、没後『高橋氏文考注』(以下『考注』)として出版されており、諸氏の『高橋氏文』に関する論考はこれに基づいている。本稿でも『考注』に拠って論を進めるが、この第一章と第二章は、それぞれ『本朝月令』『政事要略』に引かれた高橋氏の祖イハカムツカリノミコトに関する伝承である。これに対して第三章は、『本朝月令』六月の「十一日神今食祭事」の条に引かれた、高橋・安曇両氏の、四度に亘る職掌をめぐっての抗争とその決着について記した太政官符であり、純然たる説話を含んでいない点が前の二つの章とは性格を異にしている。

本書についての研究史を概観すると、考察の対象が『高橋氏文』そのものであるか、主に『考注』第三章の記事に関連する官制や祭祀の実態、或いは氏族の動向等であるかに大別される。更に前者には、『高橋氏文』自体が編まれた状況¹⁾や各章が書かれた時代のずれなど、『高橋氏文』の成立をめぐるものと、

第一・二章の伝承の内容を対象とするもの²⁾、総合的見地から研究史も含めて網羅的に『高橋氏文』を扱うものがある。

『高橋氏文』のような氏文と総称される文献の意義は従来、記紀以前の氏族の伝承や系譜が反映されている可能性があるという点において認められてきた。即ち、氏族が個々に伝えていた神話・伝説・系譜が、取捨選択を経て記・紀に採られ、更に記・紀に漏れたものが氏文に記載されるという三段階の発展の過程を想定した上で、氏文を古事記序文に書かれる「諸家の贖る帝紀及び舊辭」に該当するものの内容を推定する資料として捉えてきたのである。ところが近年氏文は、記・紀から遡及するのとは逆の方向で、記・紀の受容の問題として論じられるようになってきている。氏文を、本来全く別個に存在した記・紀の所伝を一本化したテキストと捉え直し、氏文に記される神話には記・紀の段階では見られなかった祭儀神話の性質が加えられていることが指摘されているのである。

本稿では、研究史の動向を踏まえて、逸文の三つの記事の読みを通して、『高橋氏文』の方法と性質を考えてみたい。

はじめに、『考注』の第三章を見てゆきたい。先ず、太政官符を引用したこの記事が『高橋氏文』逸文と認められるか否かが問題となる。第一・二章との相違は、夙に伴信友が、

延暦十一年に、素より在來れる氏文に書副たるものなり。⁽¹⁰⁾

と指摘しているが、『考注』は先述のように第三章を立てこの記事を採録している。信友は、当該の太政官符を逸文と認める理由を明言しておらず、その一貫性を欠く扱いについての批判もある。しかし『本朝月令』の該当箇所は、記事の冒頭に「高橋氏文云」と記した上で、以下にこの太政官符を記載していることから、『高橋氏文』は第三章を含んだ形で成書化されていると見るべきである。

次の問題は、末尾に「延暦十一年三月十九日」の日付を持つ、この太政官符そのものの信頼性をどう見るかということである。当該官符には、後述するように史料的問題点があつて原官符とは認め難いこと、また神今食が実施された確実な例は『續日本紀』延暦九年六月条以前に溯ることはできず、祭儀としての神今食の成立も延暦年間以降と考えるべきことが論じられている。⁽¹¹⁾ 神今食の成立時期については反論⁽¹²⁾がなされており、延暦十一年の官符の存在自体には蓋然性が認められるであろう。その一方で、内容が一貫して高橋氏側の立場から叙述されていること、太政官符の書式として異例であること、安曇刀の官位が「從五位下」に叙されるのは記事の靈龜二年より九年降つた神龜二年正月であることの三点⁽¹³⁾が疑義として残る。三点目

の安曇刀の叙位は、官符の日付から六十七年二箇月溯るのであり、延暦十一年以前の加筆である可能性がある。これを除いた二点は、原官符に手を加えた結果と考えるのが妥当であろう。それも『高橋氏文』への引用の際の「繕寫」か、或いは『高橋氏文』成書化以後の加筆であるか、いずれの可能性も想定される状況である。

『高橋氏文』が編まれた背景には、本章に書かれるような高橋・安曇両氏の内膳奉仕の職掌を巡る争議があつたことははっきりしている。そういう意味で、本書の成立事情には既に指摘されるように、祭祀を巡る忌部・中臣両氏の争いが、編纂の直接の動機となつた『古語拾遺』の場合との類似性が見られる。『古語拾遺』末尾には「所遺」十一条が付されており、中臣氏との関係の中で忌部氏の扱いに関する問題点を指摘した内容である。いっぽう『高橋氏文』第三章も、おそらくは『考注』の順序どおり、系譜・伝承を記した本文の後に安曇氏との争議の顛末を参考資料の意味あいで付したものと見られる。『高橋氏文』は本文構成上も『古語拾遺』との共通点を有しているのである。

二

次に、イハカムツカリノミコト関係記事が記載される第一・第二章の問題の所在を確認しておく。第一章の記事は、第三章と同様『本朝月令』に引かれた逸文であるが、内容・表記ともに大きく性格が異なっている。用字法の面からは「へ」音を除いて上代特殊仮名遣いが保たれていることが特徴として指摘され

る。表記法については、純漢文体と宣命体の二つの文体の混淆が見られる。後者が古い口承言語の性格が窺われる部分と言われている。⁽¹⁹⁾ 注目されてきたのは、前者の景行紀の記述に類似しているイハカムツカリの事績に関する箇所である。景行五十二年八月、天皇が小碓王の平定した東国を巡幸した際に、上総國付近で得た蛤を調理したイハカムツカリの功績を語る内容で、高橋氏の始祖伝承としての性格を有している。「高橋氏文」の当該箇所は『日本書紀』と大筋で一致しているが、内容には、次に掲げる五点について差異が存している。

- 一、海に入った人物が、天皇自身ではなく、太后八坂媛に請われたイハカムツカリであること
- 二、イハカムツカリが遂に姿を見せなかった鳥に詛ひをかけること
- 三、獲物が蛤のみではなく、鰐に加えて蛤となっていること
- 四、料理をイハカムツカリ自身が行わず、無邪志・知々夫國造を喚んで行わせていること
- 五、料理の装束が手纏だけでなく、縵・みづら・帯・足纏が記されていること

このように、「高橋氏文」は『日本書紀』に比べて詳細な内容となっている。両者間に影響関係があることは、表記の類似からも明らかであるが、高橋氏側の古伝が景行紀の記事に反映しているとの見方が『考注』以来一般的である。⁽²⁰⁾ その場合に、「高橋氏文」の記事をそのまま高橋氏の古伝承と認めるか、段階を経ての加筆を考えるかで見解が分れる。ただ、管見の限り後者の立場を採る諸説はいずれも、『日本書紀』『高橋氏文』お

のこの編者によってどのような手が加えられたのかを具体的に指摘していない。この点も、双方のイハカムツカリ関係記事の読みを通して考えてみる必要がある。

第二章は、他の二章とは異なり『政事要略』所引の逸文である。イハカムツカリの七十二歳での薨去に伴う宣命であり、その功績を称えて子孫に膳職の長を世襲させ、上総・淡の二国の長としての地位と、若狭国を与えるという内容である。これを景行朝に作られた現存最古の宣命とする説もあるが、上代特殊仮名遣いは失われており、仮名遣い・語法は九世紀中ごろの宣命に近いと言われる。⁽²¹⁾ 『續日本紀』寶龜二年二月の藤原朝臣永手(第五十一詔)、更如同天應元年二月の能登内親王(第五十八詔)、『續日本後紀』承和九年十月の阿保親王それぞれの薨去記事が該当する。記事を読んで、内容の面からもこれらの宣命との影響関係の有無等について検討する余地はあるだろう。

三

ここで、前節で掲げたイハカムツカリ関係記事の問題の所在を踏まえながら、第一章の記事を景行五十三年紀と対比しつつ読んで、五つの相違点を順次検討してゆくことにする。

まず重要なのは、一点目の人物についての異同である。鳥を追って海に入った経緯は、それぞれ次のように書かれる。

冬十月、上ツ總の國、安房の、浮島の宮に、到りましき。

その時、磐鹿六獺命、從駕に仕へ奉りき。天皇、葛飾の野に、行幸して、御籓せしめ給ひき。太后、八坂媛は、借宮に坐しまし、磐鹿六獺の命も、亦、留り、侍りき。この

時、大后、磐鹿六獺の命に、詔り給はく、この浦に、異鳥の音、聞ゆ。それ、駕我久久、鳴けり。その形を、見まく欲す。
 (『高橋氏文』)

冬十月に、上總國に至りて、海路より淡水門を渡りたふ。是の時に、覺駕鳥の聲聞ゆ。其の形を見さむと欲して、尋ねて海の中に出でます。
 (『日本書紀』)

いずれの場合も、天皇は当該部分の舞台となる上總付近の海に至るのであるが、この行幸の発端は、次の詔に示されている。

朕、愛しき子を顧ふこと、何れの日にか止まん。小碓の王(又の名は、倭武の王)の、平け給ひし國々を、巡狩んと欲す
 (『高橋氏文』)

朕愛みし子を顧ふこと、何の日にか止まむ。冀はくは、小碓の王の平けし國を巡狩むと欲ふ
 (『日本書紀』)

『日本書紀』では、薨去したヤマトタケルの東征の足跡を辿り、伊勢を経て東国入りしていることになる。景行天皇の一行が、異鳥の聲を聞いて姿を追ったという引用記事を読む時、ヤマトタケルの靈魂が白鳥と化して飛び去ったという景行紀四十年の記事が自然に想起されるのではないか。勿論、能褒野陵を飛び立った白鳥は、琴弾原、舊市邑を経て天上へと飛び去ることが明記されている。また覺駕鳥も、諸注の指摘のように鷹科のミサゴを指しているとすれば、白い鳥ではない。だが天皇は、ヤマトタケルの没後十三年を経ても亡き皇子を偲ぶ心やみ難く、皇子の平定した東国を訪ねる途次の上總國で、声だけが聞こえた覺駕鳥の姿を追いつめたというのである。海の中まで鳥を追った人物は、あくまでも文脈上景行天皇でなければなら

ないだろう。

『高橋氏文』の逸文は、最初にふれたように『考注』第一―第三章の部分しか現存しておらず、所謂ヤマトタケル伝説が本文に記載されていたかどうかの判断はつきかねる。しかしこども、引用したような形で景行天皇の詔が記されているので、天皇が安房浮島宮に到った事情は『日本書紀』と同様に考えなければならぬ。『高橋氏文』では、天皇が葛飴野へ御駕に行幸しており、鳥が留守中の借宮に現れる。鳥の声を聞いて、イハカムツカリにその姿を見たいと詔を下した大后八坂媛は、景行紀四年春二月の条に記載される八坂入媛のことだと言われている。景行天皇の妃として、七男六女を生んだ人物で、その第一皇子は稚足彦天皇即ち後の成務天皇である。その意味では、生前のヤマトタケルとは皇位継承を巡って敵対関係の生じ得る皇子の母と言うことになる。系譜的に見ると八坂入媛は、八坂入彦皇子の女であるが、父系の祖父母は崇神天皇と尾張大海媛(崇神紀元年二月条)である。いっぽうヤマトタケルは、母播磨稻日大郎姫(景行紀元年二月条)が吉備臣系である。周知のようにヤマトタケルは、東征の途中で、尾張氏系の宮簀媛を娶っている。しかし宮簀媛は「尾張氏の女」(景行紀四十年)と記されるだけで、八坂入媛との血縁は『日本書紀』においては明確にされていない。這般の事情から八坂(入)媛は、ヤマトタケルを追悼する感情を、それほど強くは持ち得る立場にはなかったと判断すべきだろう。『高橋氏文』で、八坂媛がイハカムツカリに鳥を見たいと詔したとされる理由は釈然としないのである。

詔を受けたイハカムツカリが鳥を追うことは、前節の相違点四とも関わる問題である。『日本書紀』では、イハカムツカリは天皇が得た蛤を、蒲を手繰りかけ自身で調理している。天皇は結局鳥の姿を見ることができたのかどうか、またどのような経緯で蛤を得たのか等については記載されておらず、判然としない部分もある。そのような疑問はさておき、

故、六鴈命の功を美めて、膳大伴部を賜ふ。

（『日本書紀』）

と書かれるのは、文脈の上からは鳥を追いきれずに落胆した天皇の心を、料理で慰めたことに対する褒賞と見られる。そうであればこそ、内膳司の膳臣・高橋朝臣の職掌に合致した祖先伝承となるのである。

いっぽう『高橋氏文』の場合、イハカムツカリの行為が直接魚介類を採ることに及んでいる。『日本書紀』には、十四箇所の膳臣関係の記事がある。特に最後の持統五年八月条には、天皇に「祖等の墓記」の提出を命ぜられた十八氏に「膳部」が含まれている。この詔によつた膳氏の纂記が、『日本書紀』の記事の史料となった可能性が論じられている。その上で、十四の記事に表れる膳氏の活躍の内容を分析して、本来の職掌は魚撈・狩猟であったが、そこで培われた航海と対象を倒す技術を生かして、軍事的役割をも果たすようになるとの発展段階を考へる論もある。ところが、この膳氏の纂記に依つた可能性が指摘される十四の記事を読むと、膳氏の人物が直接魚撈・狩猟に携わつたことは記されてはいないことに気づく。雄略二年十月条の記事では、たしかに膳臣長野が狩猟の場に居たように読む

ことができるが、その行為の主眼は天皇一行が得た獲物を膾に調理したことにある。注目すべきは、膳臣長野の料理が天皇の怒りを鎮めたことである。既に見た景行条のイハカムツカリの場合と対比させて読むとき『日本書紀』に記された膳氏の人物が行う料理の特徴は、天皇の怒りを静めたり、落胆から立ち直らせるなどの鎮魂的效果を持つ点が重要なのである。持統の詔によつて提出された膳氏の纂記の内容は、呪的料理人としてのものと推定されるのではないだろうか。

内膳司の職掌について膳氏と対立し、『高橋氏文』編纂の発端を作つた安曇氏の祖先伝承を見ると、大濱宿禰がさばめく海人を平定し海人の宰となつたり（應神三年十一月条）、淡路野鳴の海人を率いて反乱を起こす（履中八十七年春正月）など、氏族としての基盤が海人との深い関係に根差していることが窺われる。『日本書紀』には膳氏との海人との関わりを示す記事は見られないが、『高橋氏文』では四つ目の相違点として掲げた、イハカムツカリが武蔵・秩父二国の國造を喚んで調理を行なわせている点が象徴的である。國造の職掌は祭祀と関係しており、この二国の海洋的性質は稀薄であるのも、指摘したような膳氏の伝承の性質に合致していると言ふことができるだろう。なお、膳・高橋氏の基盤が志摩・若狭等の海洋国に存したことは知られるが、そのことが当該説話の内容にまで反映してはいない点を確認し、詳細は次節でふれることにしたい。

従つて、天皇が海まで鳥を追つて蛤を得るといふ『日本書紀』の方が、伝承としては本来の形と考えられる。『高橋氏文』第一章の記事は、イハカムツカリが調理の技術を以て天皇を慰

めるといふ『日本書紀』の内容をもとに、種々の要素を付加して形成されたものと判断すべきである。相違点四のイハカムツカリが武蔵・秩父國造を召して料理をさせる箇所は、『古語拾遺』の天石窟条での太玉命が諸部神を率いて種々の品を作らせる部分の記述と同様に「自家顯揚の爲の造作」と捉える見方がある。鳥に対する詛ひ（相違点二）、鏝を得たこと（相違点三）も、イハカムツカリの業績を料理だけにとどまらせず、海での魚撈・狩獵にまで及ぼす「高橋氏文」編纂時の作爲によつたのであろう。

そう考えたとき、先ほどは疑問として残した、八坂媛が詔を下すという筋書きの意味も自ずと説明がつくであらう。直接天皇の詔を受けて鳥を追つたのでは、イハカムツカリは鳥を見失つた責めを免れず、その手柄を語ることができなくなるからである。八坂入媛は『伊予國風土記』逸文にも景行天皇の行幸に伴つた伝承が記されている。大后八坂媛を介在させることで、自らの得た鏝と蛤を料理し天皇を慰めたイハカムツカリの功績のみを強調することが可能となるのである。

五つ目の相違点として挙げた、調理の装束等についての記述をどう捉えるかという問題が残されるので、先づ当該部分を引する。

河曲山の梶の葉を見て、高次八枚に刺し作り、眞木の葉を見て、日影を取りて縵と爲、蒲の葉を以ちてみづらを巻き、まさき葛を採りてたすきにかけ、帯に爲、足纏に結びて、雑の物を供御へ結び飭りて、乘輿御獨より還り入り坐す時に供へ奉らむとす。

『考注』にも言及があるように、記・紀の天石屋戸神話条のアメノフズメの所作を想起させる書きぶりである。第一点と同様に「高橋氏文」編纂の際の『日本書紀』に基づく作文と見ることもできるであらう。だが内容的には、膳氏の本来の職掌である料理の装束を記したものであり、梶の葉を高次に作るという、やはり料理に関わる他書には見えない独自の記事が記載されている点は注目してもよいであらう。『日本書紀』第七段本文（或いは『古事記』上巻）の記事に依拠する「繕寫」ととるか、景行紀五十二年記事に採られなかつた膳部の築記の記事の名残ととるか、俄に判断のつきかねる部分である。

なお、栗田寛採択の『塵囊』所引「常陸國風土記」逸文には、当該伝承の異伝が見られる。この逸文の関連記事は、『常陸國風土記』本文には採られておらず、資料価値を検討する余地はある。「伊賀理ノ命」とされる人物名が、賀久賀鳥を捉えて鳥取の姓を賜つており、内容的には景行紀や「高橋氏文」とは大きく異なつたものとなっている。料理については全くふれずに、鳥を捕ることに関心が移つてしまつてゐるのは、伝承が膳氏の手から完全に離れてしまつたためだと考えられる。

四

第二章の記事は、先述のように、既に仮名遣い・語法の検討がなされている。ここでは、専ら内容面に絞つて読んでゆきたい。前文には、ムツカリノミコトの薨去年齢、天皇が哀惜の情を抱いたこと、葬を親王に准じて行つたこと、更に宣命使の名が書かれている。概ね六国史所載の親王・臣下の薨去記事の宣

命の前文・後文の書きぶりと一致している。相違点には先ず、父母の名・本人の履歴の記事がなく簡略なことがある。また六国史では葬の記事はなく、親王の場合に限り喪事監護の人物名が記されている点が挙げられる。

宣命の部分は、天皇の哀惜の情に続き、功績の顕彰、御魂の奉祭、子孫の処遇が順に述べられる。イハカムツカリの功績は、新嘗祭・膳職の御膳の二点についてのみ記されており、第三章の太政官符で問題とされる神今食にはふれられていないことが注目される。このことから『高橋氏文』には、散逸した部分を含めて、神今食の起源をイハカムツカリに結び付けて語ろうとする意図がないものと推定してよいだろう。御魂の奉祭のことは他の宣命には見られず、独自性が認められる。

子孫の処遇に関しては、長く膳職の長、上総・淡路の國長に任じ、若狭國の利権を与えると書かれている。ここに挙げられた三国と膳・高橋氏の関わりを見ると、上総は第一章の舞台であることが想起される。安閑紀元年記事においても無礼のあった伊弉國造の領地を伊甚屯倉として、膳臣大麻呂が没収して皇後に献上し、後にそれが上總國に属けられたことが記される。

高橋虫麿は、常陸國司に任せられていた藤原宇合と親交があり、『常陸國風土記』編纂への関与が取り沙汰されていることは著名だが、『日本後紀』弘仁二年九月条にも「无邪志直、膳大伴部廣勝」の名が見られ、膳・高橋氏と東國の結び付きを示す資料は多い。淡路は、安曇氏が密接な関係を持つ国と考えられている。淡路に産する塩は、内膳奉仕に用いられるが、とりわけ神今食には欠かすことのできないものであって、そうであ

ればこそ本書が淡路國の國長をイハカムツカリの子孫が世襲する記事を記載する姿勢には、安曇氏への対抗意識を読み取るべきだとの視点は説得力を持つ。また、初代若狭國造は「國造本紀」によると「膳臣祖佐白米命兎荒斫命」である。若狭でも、高橋氏と國造との関連が確認できる。なお、高橋氏は志摩守として國司の職を世襲していたことが知られており、その由来を説く記事が『高橋氏文』に記載されていた筈だという推定もある。ただ、見てきたように現存する逸文の記事からは、膳・高橋氏は國造階級を通して武藏・秩父・若狭等の地方國と繋がりを持っていた事情がわかる。そういう観点からは、膳・高橋氏が土着性の強い國造ではなく、國司として関わる志摩國には、他の國との異なった性質を見るべきではないだろうか。

なお六国史で薨去記事に宣命が伴われるのは、先に挙げた藤原朝臣永手が初出であり、実在性の確かな人物に限られるのは注意を要するであろう。イハカムツカリは、言うまでもなく姓を持たない伝説的人物である。第二章は、『續日本紀』以下の六国史の宣命に基づいて、八世紀後半以降にイハカムツカリに仮託して作られた記事と考えるべきだろう。

五

『高橋氏文』逸文の各章の内容を読んで、問題点を考えて来た訳である。おのおのの章の手法を再確認しつつ、『高橋氏文』逸文全体の性格づけをして纏めたい。

第一章の記事は、漢文体と宣命書きの二種の文体が混淆している。後者のみならず、前者の特に料理に纏わる部分にも、

膳・高橋氏の古伝承の内容が反映されている可能性があるにはある。だが漢文体の箇所が、イハカムツカリが自らの職掌とする料理で天皇の心を慰撫・鎮静する内容の『日本書紀』景行五十三条の記事に内容・表記の両面で依拠しているのは確実である。重要なのは、『日本書紀』の記事に恣意的な加筆を行って、始祖伝承を自家に有利な形で形成してゆく『高橋氏文』の手法に目を向けることであろう。

第二章が依拠するのは、『續日本紀』『續日本後紀』の薨去記事に記載される宣命であった。ここでは、イハカムツカリとは全く無関係の記事を用いて始祖伝承を作り上げていたのであり、『高橋氏文』の手法の持つ恣意性は第一章に比べてより高いものとなっている。

第三章は、太政官符をもとに第一章と同様の高橋氏側が加筆したものと考えられた。この章のみが、六国史以外のものに拠っている。

『高橋氏文』逸文の三つの記事には、『古事記』を用いたことが確実な部分は指摘できない。わずか第一章にのみ、記のアメノウズメの所作の記述を用いた可能性が残るのである。そういう意味で、『高橋氏文』逸文の所伝の性格は、基本的には『日本書紀』に依りながらも『古事記』との統合・一本化を果たしている『古語拾遺』『先代舊事本紀』のそれとは一線を画していると言うべきであろう。

現存する『高橋氏文』逸文には、神話部分は含まれておらず、全て人代の記事に限られるため、記・紀の祭儀神話化を論ずることはできない。そこで、各章の祭祀的要素の扱いを確認

しておきたい。第一章に記されるイハカムツカリの料理は、鎮魂の意味あいを帯びていた。だがこの性質は、当該部分が依拠している景行紀の段階で既に見られるのであって、『高橋氏文』で初めて付与された訳ではない。他の氏文に指摘される祭儀神話化の現象とは、記・紀神話を受容しつつ、それを律令祭祀と結びつけてゆくことであった。第一章のイハカムツカリの料理の「鎮魂」とは、言うまでもなく律令に規定された鎮魂祭とは異なる呪術的なレベルのものである。従って、ここには『日本書紀』の記事を律令祭儀と関連づけてゆく意図は全く見出だし得ないことになる。

第三章の場合は逆に、律令に規定された神今食の祭儀を明確に取り上げてはいる。しかし、記事の下地となった太政官符の内容は、神今食の場で起きた高橋・安曇両氏の内膳奉仕の職掌を巡って争議とその裁定を記したものと考えられるのである。よって、ここでも律令祭儀との接点を新たに求めようとする動きは見られないのである。

第二章において、イハカムツカリが新嘗祭と御膳奉仕制度の確立に貢献したことを記す箇所を例外とすれば、『高橋氏文』には依拠する文献の記事を、律令祭儀と結びつけてゆく姿勢は認め得ないのである。

『高橋氏文』には、成立事情や本文構成等『古語拾遺』との共通性が多く見られた。しかし、記事の性質は大きく異なったものと捉えるべきなのである。

註(1) 草稿の序には「天保十三年三月廿日」の日付がある。活

- 字による初出は『やまと叢誌』十三（伴信友全集）第三巻ほか再録、なお本稿の『考注』の引用は全集版に拠る。
- (2) 岡田莊司氏「天皇祭祀と国制機構―神今食と新嘗祭・大嘗祭―」（『國學院雜誌』第九十一卷第七号、『大嘗の祭り』再録）など、また視点は異なるが三品泰子氏「高橋氏文」と実践―料理する宮廷宗教者たち―」（『古代文学』第三十二号）もこれに該当しよう。
- (3) 狩野久氏「御食国と膳氏―志摩と若狭―」（『日本古代の国家と都城』、初出は坪井清足氏・岸俊夫氏編『古代の日本』第五巻）など。
- (4) 早川万年氏「高橋氏文成立の背景」（『日本歴史』第五三二号）など。
- (5) 小谷博泰氏「高橋氏文の筆録年代について」（『甲南大学紀要（文学編）』十七）など。
- (6) 植松茂氏「高橋氏文」（講座日本の神話二『日本神話の成立と構造』所収）など。
- (7) 板垣俊一氏「高橋氏文」（古橋信孝氏・三浦佑之氏・森朝男氏編古代文学講座十一『靈異記・氏文・縁起』所収）など。
- (8) 三浦佑之氏「氏文と家伝」（古橋信孝氏編『日本文芸史』I所収）二〇九頁
- (9) 神野志隆光氏「古代国家神話の完成」（『國語と國文学』第七十三卷第十一号）
- (10) 註（1）前掲書一〇七頁
- (11) 黒崎輝人氏「月次祭試論―神今食の成立を巡って―」（『日本思想史研究』第十号）
- (12) 註（2）前掲書、小松馨氏「神宮祭祀と天皇祭祀―神宮三節祭由貴大御饌神事と神今食・新嘗祭の祭祀構造―」（『國學院雜誌』第九十一卷第七号）
- (13) 註（11）前掲論文三二―三三頁
- (14) 註（4）前掲論文五〇―六頁
- (15) 註（1）前掲書四八頁
- (16) 勝田勝年氏「高橋氏文に関する一考察」（『立命館文学』第二巻第一号）
- (17) 註（5）前掲論文
- (18) 多田一臣氏「古代国家の文学」二七五―二七八頁、初出は「高橋氏文」（『古代文学』第二十一号）
- (19) 日野昭氏は「古事記」がイハカムツカリの記事を記載しないのは、舊辭に書かれていなかったためだと考える。「膳氏の伝承と性格」（『日本古代氏族伝承の研究』続篇、初出は『日本書紀研究』第九冊）
- (20) 徳光久也氏「上代日本文学史」六二五頁
- (21) 日本古典文学大系「日本書紀」上六〇四頁など
- (22) 「淡」は信友以来「安房」を指すものと解されてきたが、註（18）前掲書二八〇―二八一頁に「政事要略」通行本に従い「淡路」と見るべき点が論じられている。
- (23) 佐佐木信綱氏「上代日本文学史」上巻三九七頁
- (24) 註（5）前掲論文
- (25) 註（1）前掲書九六頁
- (26) 註（5）前掲論文二頁
- (27) 卜部兼方「釋日本紀」巻第十など
- (28) 註（1）前掲書に「こ、にも下にも、八坂媛と書るは、もしくはとにも、入字を脱せるにはあらざるか、又もとより入を略て、申傳たりしにもあるべし。」（五一頁）とあ

- (29) 坂本太郎氏「纂記と日本書紀」(『史学雑誌』第五十六編第七号『日本古代史の基礎的研究』上再録)
- (30) 註(19) 前掲書四〇七頁
- (31) 倉野憲司氏『日本文学史』第三卷一九六頁
- (32) 註(1) 前掲書六四頁
- (33) 註(3) 前掲書五七頁
- (34) 註(18) 前掲書二八三―二八四頁
- (35) 吉村茂樹氏「国司制度に於ける志摩守の特殊性」(『歴史地理』第六拾貳卷第一號)
- (36) 註(7) 前掲書一一八頁
- ※ 文中の『日本書紀』の引用は、日本古典文学大系による。